

海津市特定事業主行動計画（後期計画）

海津市長
海津市議会議長
海津市選挙管理委員会
海津市代表監査委員
海津市公平委員会
海津市消防本部消防長
海津市農業委員会
海津市教育委員会

I 総論

1 目的

行動計画策定指針に掲げられた基本的視点を踏まえつつ、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、職員のニーズに即した次世代育成支援対策を計画的かつ着実に推進するため、本行動計画を策定し、公表することとする。

2 計画期間

平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間

3 計画の推進体制

- ① 次世代育成支援対策を効果的に推進するため、各部局における人事担当者等を構成員とした行動計画策定、推進委員会を設置する。
- ② 次世代育成支援対策に関する管理職や職員に対する研修・講習、報告提供等を実施する。
- ③ 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供を行う窓口の設置及び当該相談・情報提供等を適切に実施するための担当者の配置を行う。
- ④ 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。
- ⑤ 本計画の実施状況については、各年度ごとに、行動計画策定・推進委員会において把握等をした結果や職員のニーズを踏まえて、その後の対策の実施や計画の見直し等をはかる。

II 具体的な内容

1 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

- ① 母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について周知徹底を図る。(継続事業)
- ② 出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。(継続事業)
- ③ 妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。(継続事業)
- ④ 妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。(継続事業)

(2) 子どもの出生児における父親の休暇の取得の促進

- ① 父親が子供の出生時に5日間の休暇を取得できるようにする。(継続事業)
- ② 子どもの出世時における父親の特別休暇及び年次休暇の取得促進(5日の範囲内)について周知徹底を図る。(継続事業)

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

ア 育児休業及び部分休業制度等の周知

- ① 育児休業等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。(継続事業)
- ② 妊娠を申し出た職員に対し、個別に育児休業等の制度・手続について説明を行う。(継続事業)

イ 育児休業及び部分休業を取得しやすい雰囲気醸成

- ① 育児休業の取得の申出があった場合、事例ごとに当該部署において業務分担の見直しを行う。(継続事業)
- ② 幹部会議等の場において、担当部署から定期的に育児休業等の制度の趣旨を徹底させ、職場の意識改革をおこなう。(継続事業)

ウ 育児休業を取得した職員の円滑な職場復帰の支援

- ① 育児休業中の職員に対して、休業期間中の広報誌や通達等の送付等を行う。(継続事業)
- ② 復職時におけるOJT研修等を実施する。(継続事業)

エ 育児休業に伴う臨時的任用制度の活用

- 内部の人員配置等によって、育児休業中の職員の業務の遂行することが困難なときは、臨時的任用制度の活用による適切な代替要員の確保を図る。(継続事業)

◎ 以上のような取組を通じて、育児休業等の取得率は、平成 21 年度は女性で 100% の取得である。引続き 100% の取得に努める。

男性 5% (目標達成年度：平成 26 年度)

とする。

(4) 時間外勤務の縮減

ア 小学校就学始期に達するまでの子どものいる職員の時間外勤務の制限の制度の周知

- 小学校就学始期に達するまでの子どもいる職員の時間外勤務を制限について周知徹底を図る。(継続事業)

イ 一斉定時退庁日等の実施

- ① 定時退庁日を設定し、館内放送及び電子メール等による注意喚起を図るとともに、幹部職員による定時退庁の率先垂範を行う。(継続事業)
- ② 幹部職員の巡回指導による定時退庁の実施徹底を図る。(継続事業)
- ③ 定時退庁ができない職員が多い部署を人事当局が把握し、管理職員への指導の徹底を図る。(継続事業)
- ④ 時間外勤務の縮減キャンペーン週間を各課で設け管理職を含む職員への意識啓発を図る。(実施時期：平成 23 年度から)

ウ 事務の簡素合理化の推進

- ① 新たに行事等を実施する場合には、目的、効果、必要性等について十分検討の上実施し、併せて、既存の行事等との関係を整備し、代替的に廃止できるものは廃止する。(継続事業)
- ② 会議・打合せについては、極力電子メールを活用する。(継続事業)
- ③ 定例・恒常的業務に係る事務処理のマニュアル化を図る。(継続事業)

エ 時間外勤務の縮減のための意識啓発等

- ① 時間外勤務の上限の目安時間の設定等を内容とする時間外勤務縮

減のための指針を策定する。(継続事業)

- ② 部局・課室ごとの時間外勤務の状況を、人事当局等で把握できるようにし、時間外勤務の多い職場の管理職からのヒアリングを行った上で、注意喚起を行う。(継続事業)
- ③ 管理職員に対する意識向上のための自己診断チェックリストの作成・配布を行う。(継続事業)
- ④ 人事当局は、各部局・課室ごとの時間外勤務の状況及び時間外勤務の特に多い職員の状況を把握して幹部職員に報告し、幹部職員の時間外勤務に関する知識の徹底を図る。(継続事業)

オ その他

- 時間外勤務の多い職員に対する健康診断の実施等健康面における配慮を充実させる。(継続事業)
- ◎ 以上のような取組をつうじて、各職員の1年間の時間外勤務時間数について、人事院指針等に定める上限目安時間の360時間の達成に努める。(目標達成年度：平成26年度)

(5) 休暇の取得の促進

ア 年次有給休暇の取得の促進

- ① 職員が年間の年次有給休暇取得目標日数を年12日以上とし、その確実な実行を図る。(平成21年の市長部局等で年平均8.2日、国で13.2日)
(実施時期：平成23年度から)
- ② 幹部会議等の場において、担当部署から、定期的に休暇の取得促進を徹底させ、職場の意識改革をおこなう。(継続事業)
- ③ 管理者に対して、部下の年次休暇の取得状況を把握させ、計画的な年次休暇の取得を指導させる。(継続事業)
- ④ 人事当局による取得状況の確認を行い、取得率が低い部署の管理者からヒアリングを行った上で、注意喚起をおこなう。(継続事業)
- ⑤ 各部署の業務計画を策定・周知することにより、職員の計画的な年次休暇の取得促進を図る。(継続事業)
- ⑥ 安心して職員が年次休暇の取得ができるよう、事務処理において相互応援ができる体制を整備する。(継続事業)

イ 連続休暇等の取得の促進

- ① 月・金と休日を組み合わせて年次休暇を取得する「ハッピーマンデー」「ハッピーフライデー」の促進を図る。(継続事業)
 - ② 子どもの授業参観日における年次休暇の取得促進を図る。(継続事業)
 - ③ 国民の祝日や夏季休暇と合わせた年次休暇の取得促進を図る。(継続事業)
 - ④ 年1回、年次休暇を利用したリフレッシュ休暇の取得推進を図る。(継続事業)
 - ⑤ 職員やその家族の誕生日、結婚記念日等の家族の記念日における年次休暇の取得促進を図る。(継続事業)
 - ⑥ ゴールデン・ウィークやお盆期間における公式会議の自粛を行う。(継続事業)
- ◎ 以上のような取組を通じて、職員1人当たりの年次休暇の取得を対前年度比で10%増加させる。(継続事業)

ウ 子どもの看護を行うなどのための特別休暇の取得の促進

- 子どもの看護休暇等の特別休暇を周知するとともに、その取得を希望する職員に対して、取得できる雰囲気醸成を図る。(継続事業)

(6) 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正のための取組

- ① 職場優先の環境や固定的な性別役割分担意識等の是正についての情報提供や意識啓発を行う。(継続事業)
- ② 女性の管理・監督職による「キャリア相談員」を設置し、女性職員の相談に応じる。(継続事業)
- ③ セクシュアルハラスメント防止のための研修会を開催する。(継続事業)

2 その他の次世代育成支援対策に

(1) 子育てバリアフリー

- ① 外部からの来庁者の多い庁舎において、乳幼児と一緒に安心して利用できるトイレやベビーベッドの設置等を計画的に行う。(継続事業)
- ② 施設利用者等の実情を勘案して、授乳室の施設を必要に応じて行う。(継続事業)
- ③ 子どもを連れて人が気兼ねなく来庁できるよう、親切な応接対応等のソフト面でのバリアフリーの取組を推進する。(継続事業)

(2) 子ども・子育てに関する地域貢献活動

ア 子ども体験活動等の支援

- ① 子ども・子育てに関する活動等の地域貢献活動に関する職員の積極的な参加を支援する。(継続事業)
- ② 子どもが参加する地域の活動に敷地や施設を提供する。(継続事業)

イ 子どもを交通事故から守る活動の実施や支援

- ① 交通事故予防について綱紀粛正通知による呼びかけを実施する。
(継続事業)
- ② 公用車の運転手に対し、交通安全講習会の実施や専門機関等による安全運転に関する研修の受講を支援する。(継続事業)

ウ 安全で安心して子どもを育てられる環境の整備

- 子どもを安心な環境で安心して育てることができるよう、地域住民等の自主的な活動等への職員の積極的な参加を支援する。(継続事業)

(3) 学習機会の提供等による家庭の教育力の向上

- 職員に対し、家庭における子育てやしつけのヒント集等を活用し、家庭教育に関する講座・講演会等情報の提供を行う。(継続事業)